

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する質疑・意見への回答・見解

●委員からの質疑・意見への事業者の回答・見解

	質疑・意見	回答・見解
周辺の環境		
1	・住居だけでなく、病院・福祉施設や教育施設の立地状況はどうか。[第1回]	・最寄りの施設としては、保育所があるが、住宅地の中にあり距離としては1.2 km以上となる。[第1回]
工事の方法、施設の配置		
2	・事業予定地は更地となるのか、一部の施設は存続するのか。また、施設の配置予定はどうか。[第1回]	・更地にしたうえで、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設を集約して設置する計画としている。[第1回]
環境影響評価の項目選定の考え方		
3	・事業予定地の周辺には住宅地がないということであるが、住宅地以外は評価しなくてもいいのか。[第1回] ・住民はいないかもしれないが、事業所で働いている方々への影響もあると思うので、項目選定の際には考慮した方がよいのではないか。[第1回]	・工業専用地域であり、住宅がない環境であるため、各項目の影響の程度を判断したうえで選定を行っている。[第1回] ・ <u>近隣の事業所についても保全対象と考えているが、事業予定地は工業専用地域であり、これまで環境に関する特段の苦情がないこと、本事業が建て替えであることを踏まえ、新たに生じる影響は小さいと考えている。</u>
騒音・振動・低周波音		
4	・事業予定地から直近の住宅地までの距離は1.2 kmということであるが、低周波音を評価対象項目として選定するかしないかを判断する際に、この距離は遠いのか近いのか。[第1回]	・近年の事例からすると350 mの距離で選定している場合もあるが、200 m～800 mの距離で選定しない場合もある。1.2 kmは遠い部類に入ると考えられるため、選定は不要と考えている。[第1回]
水質（地下水質含む）・排水		
5	・事業予定地における土壌汚染の有無や解体時の掘削による地下水への影響はどう考えているか。[第1回]	・昭和37年頃以降はごみ処理施設の用地として活用されており、土壌汚染のおそれがある場所だと認識している。掘削については帯水層に及ぶ工事も予定されているため矢板の打設や濁水の処理が必要だと考えている。[第1回]
6	・施設の解体・建設時に水質を調査することとしているが、採水はどこで行う予定か。[第1回]	・設置を予定している排水処理施設で採水を行う。[第1回]
7	・新施設では既存施設に比べ排水量が1/10に削減されるとあるが、どのような排水処理になるのか。[第1回]	・有害ガス除去装置については、既存施設では湿式であるが、新施設では乾式とする予定であり、有害ガス除去装置からの排水量が削減される。[第1回]
土壌汚染		
8	・保全措置項目とする場合には、影響が軽微か過去の類似事例から影響がわかるものとなっているが土壌汚染はどちらに該当するのか。[第1回]	・本事業では土壌汚染対策法と「 <u>土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン</u> 」に基づく施工方法により工事を実施するため、影響を軽微に抑えることができる。 ・ <u>保全措置項目として選定し、環境影響を低減し、周辺環境を保全するための措置を検討し、準備書に記載する。</u>

廃棄物・資源循環		
9	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に PCB や石綿といった廃棄物はないのか。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> PCB 廃棄物については処分済みであり、石綿の使用箇所については今年度中に確認する予定である。[第 1 回]
10	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環の観点から工事中の残土の再利用は一般的であるが、プラスチックについても何らかの検討をしてはどうか。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックについては資源化が進んでいないので、情報を整理し、準備書で対応を記載したい [第 1 回]
風害		
11	<ul style="list-style-type: none"> 新施設は既存施設よりも小さくなるため風害に関する調査は不要とのことであるが、施設の建設場所などは現状と異なるのではないかと。施設の配置が変われば風に関する環境も変化するのではないかと。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内で同規模の建物を建て替えた場合であっても、施設の配置が換われば風況も変化すると考えるが、建物高さが 30 m を超える範囲が限定的であることから、環境影響が及ぶ範囲は小さくなると考えられる。 風害の影響が懸念される対象事業として、高層建築物があるが、その規模要件は、他の自治体では建物高さ 100 m 以上もしくは 60 m 以上が多く、尼崎市においても「建築物の建築」は「建物高さ 60 m 以上かつ延べ面積 5 万 m²」が対象となっており、著しい影響はないと考えられる。
景観		
12	<ul style="list-style-type: none"> 尼崎市の景観計画では眺望点が表示されていないので、ウォーキングに活用できるマップから眺望点を抽出するだけでは不十分である。[第 1 回] 観光やレクリエーションに用いられる場所を関係部署などに確認したうえで眺望点を決めるべきである。[第 1 回] 尼崎市の景観計画では主要幹線道路沿いと河川沿いの景観を重要視しているため、調査が必要ではないかと。特に、中島新橋からは事業予定地がよく見えるはずである。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> 尼崎市の景観計画を参考に主要幹線道路沿いと河川沿いからの眺望点を確認するとともに、関係部署へのヒアリング結果や中島新橋からの眺望も踏まえて検討を行う。[第 1 回] 確認した結果、東部浄化センター屋上広場、中島新橋、東高洲橋、尼崎清掃局前交差点を眺望点として追加する（資料 2）。
その他		
13	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設において苦情などが寄せられているか。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動、大気質、水質を含めて把握している限りでは苦情はない。[第 1 回]

●委員からの質疑・意見への事務局の回答・見解

	質疑・意見	回答・見解
1	<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地の周辺には住宅地がないということであるが、住宅地以外は評価しなくてもいいのか。[第 1 回] 	<ul style="list-style-type: none"> 技術指針では生活環境以外にも都市環境なども評価対象に含むこととしており、住宅地ではないということが評価対象から外すという理由にはならない。[第 1 回]